**～公売当日に持参いただくもの～**

**（詳細については、各自治体にご確認ください。）**

1. **印章**（スタンプ式のものは不可）

※押印の取扱いは自治体により異なります。

詳しくは、不動産公売のお知らせ「押印等の取扱いについて」をご覧ください。

② **本人確認書類等**

【個人が入札する場合】

・本人が来庁する場合…本人の公的機関発行の証明書等（住民票、免許証等）

・代理人が来庁する場合…本人の公的機関発行の証明書等及び

代理人の公的機関発行の証明書等（住民票、免許証等)

【法人が入札する場合】

・代表者が来庁する場合…登記事項証明書（商業・法人）等及び

代表者の公的機関発行の証明書等（住民票、免許証等）

・代理人が来庁する場合…登記事項証明書（商業・法人）等及び

代理人の公的機関発行の証明書等（住民票、免許証等）

③ **代理人の場合の委任状**

代理人が入札手続きを行う場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。

※代表権限を有しない方が法人名で入札手続きを行う場合も委任状が必要です。

※法定代理人が入札される場合は、法定代理人全員の同意書と法定代理人であることを証する書類

を提出してください。

※自治体によっては押印、印鑑証明書の提出が必要な場合がありますので、「押印等の取扱いにつ

いて」をご確認ください。

④ **共同入札申出書兼代表者届出書**

共同入札各人の住所及び氏名または名称を連署した上、各人の持分を記載してください。連署できない場合には、入札者全員の委任状を提出してください。

※自治体によっては押印が必要な場合がありますので、「押印等の取扱いについて」をご確認ください。

⑤ **公売保証金**

公売公告に記載の公売保証金を現金又は銀行振出の小切手（一般線引小切手、支払先は持参人払いで電子交換所に参加している銀行等が振り出すものに限る。）を持参してください。

⑥ **陳述書等**

入札者等が暴力団員等ではないことの陳述書等を提出してください。

※入札者等が法人の場合は、法人の役員全員についての陳述が必要になりますので、「（別紙）入札者等（法人）の役員に関する事項」及び登記事項証明書（商業・法人）を併せてご提出ください。

※自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。

※自己の計算において入札等させようとする者が法人の場合は、法人の役員全員についての陳述が必要になりますので、「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」を併せて提出してください。

※入札者等が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを併せて提出してください。

⑦ **買受適格証明書**

公売財産が農地の場合は、公売財産が所在する農業委員会で買受適格証明書を取得して提出してください。